

## 11月14日（月）有識者に対するヒアリングの際の発言要旨

石原 信雄

## 聴取項目①について

日本国憲法における天皇の役割は、現行どおりでよい。

## 聴取項目③④⑤について

天皇がご高齢となられた場合等で、ご負担を軽くする方法としては、短期の場合は憲法第4条第2項の規定に基づき国事行為を委任することとし、長期に亘る場合は攝政を設置すること。

なお、天皇がご高齢となられた場合等でご負担を軽くする方法として、公的行為の範囲を縮小することも考えられる。

例えば、地震、台風、集中豪雨等の災害による被災地のお見舞いや各種の大会等へのご出席。

## 聴取項目⑥について

天皇がご高齢となられた場合は、天皇が退位することを認めるべきである。天皇の退位およびこれと関連する主要な事項は、法律で定める。

## 聴取項目⑦について

法律の形式については、当面適用される皇室典範の特例法とすることが適当である。

将来皇室典範を改正する場合には、「精神若しくは身体の重患又は重大な事故」によりご公務を行うことが困難になられたと認められる場合にも退位することを認めることとし、ご高齢となられた場合も含め、天皇が退位することが認められるための要件については、年齢、精神若しくは身体の重患、重大な事故の程度内容を具体的に定めるべきである。

上記の要件に該当するか否かの認定は、皇室典範の規定による皇室会議が医師その他専門の知識を有する者の意見を聞いて行う。

天皇の退位の時期については、皇室会議が天皇の退位の要件を充たしていることと天皇の退位の意志を確認し、そのことを内閣に通告する。

この通告を受けて、内閣が所要の措置を講じる。

## 聴取項目⑧について

退位された天皇は、原則として国事行為や公的行為は行わない。